

鳥取県告示第 156 号

結核予防法（昭和 26 年法律第 96 号）第 36 条第 1 項の規定に基づき、医療機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和 26 年政令第 142 号）第 2 条の 5 第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 2 月 23 日

鳥取県米子保健所長 藤 井 秀 樹

名称	所在地	指定年月日
ひだまりクリニック	米子市皆生温泉二丁目 20-31	平成 19 年 2 月 9 日